

二月五日國民體育大會誘致運動
第五回國民體育大會候補地を島視察の四月三日清瀬體育理事長一行の来石が予定され
地元側では会場を島原市とし八千円の手筈で計画を進め、清瀬誘致運動と展開
であるが三月末当時島原市長代理一及島原市長代理二が島原市長代理一を以て誘致本民政
部長は去三月十日島原市長代理一の援助と旨す七日の来石の誘致運動の關係でBCDF
対し軍政部長の出来は行の援助と旨す七日の来石の誘致運動の關係でBCDF
側アランドニテ所の使用方を希望し二六が希望を現行方針に依拠した

別紙添付

0046

中連第九〇號

昭和二十三年四月二十七日

中國連絡調整事務局長代理

連絡調整中央事務局長官殿

半月報第二卷第五號 (自四月一日 至四月十五日) 送附の件

當事務局執務半月報第二卷第五號別添の通り送附する

本信寫送附先 外務大臣 賠償廳長官

各連絡調整地方事務局及出張所長

1982

彭内訓送田覽中

終戦連絡中國事務局

0045

昭和二十三年四月二十日

執務半月報 第二卷第五號 (自四月一日至四月十五日)

中國連絡調整事務局

0047

RA'-0127

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、政務関係

英連邦軍家族来呉

英連邦軍涉外局代表に依れば濠輸送船ウエストラリア号は濠軍家族七十二名その他百五十八名を乗せ八日呉に入港し次いで復員将兵及び家族五百九十名を乗せ十五日シドニーに向った
尚今日シドニーからカニンブラ号が呉港に入港した

二、経済関係

尼鉄播磨川南三社の残置操業数額

四月八日呉市当局の希望依頼によつて呉市長及び同市会議長と同道廣島軍政部長クロフト中佐と往訪し当地元海軍工廠跡に一時操業中の尼鉄播磨川南三工場と呉市民全級の福祉のため今後引続き水人に操業しようとする許可願を以て旨の「元帥

宛歎願書の伝達方を願出たこと、同軍政部長はこれに諒解し更に右三社存続の
リコメントーションを附し「元帥」軍当局宛伝達するに諾した

之農家に対する主要食糧の配給実績

中国軍政部撥当争分局宛公文に中国地方五縣の昭和二十一年米穀年度に於ける
主要食糧の農家配給実績を左記の通り区別し査報所要水域に於て右と各縣に
それと通報した

記

(1) 供出割当過天の為保有量と不当に在籍するから完全保有農家に対する還元配給
月別数量

(2) 前記同様の理由に基き一部保有農家に対する還元配給と一般配給を合計
月別数量

3. 主要食糧作物に関する統計精報

0050-1

中国軍政部から中口地方五縣の一九三五年より一九四五年に至る左記事項に關する統計情報の授けを要する末にのむ各縣に夫々移牒す。

- (a) 作付面積
- (b) 段当り収護量
- (c) 生産量
- (d) 供出割当量
- (e) 集荷量
- (f) 農家保有量
- (g) 農家人口
- (h) 縣人口

軍政部の農村視察

本件視察に關しては執務半月報前号に報告して置いた通りであるが中口軍政司令部天然資源課係官は引続き当事務局潮事務官を島縣庁食糧課係官と同行四月六、八、三日月に亘り島縣双三郡茅品郡の農村を巡回視察す。

三賠償關係

一 評價關係事務

四月五日島縣二局を島縣下該二場の代表者の召集を承め本件報告書の作成方針

に付島縣區評價委員長の指示を説明あり当事務局の係官と臨會せしめ

口GHQ担当官ミッド中尉は先口東下から帰來し同日午後から五日迄中口五縣の該二

二場の代表者と集めて各二場の評價報告書下書を一々査察すると共に關係事項に關する

指示を十八日當方にも係官を立会わせた

二 追収割当の梱包完了

英國向け追加割当の播磨及び水野計十七台二十五梱包の梱包を先に終了し大層島縣二局

吳管材支所でも更に中國向け追加の九十三名の梱包作業を急いで完了せしめ

その内訳は水野分六十八個、播磨四十二個である

因に中國向け追加割当分に対しては三月十一日当地軍政部の非公式割当表に基いて梱包作業を開始したものである

三 軍事施設以外のオイルタンク返還

四月八日中口軍政部から旧軍事施設内にあるものを除く容積一ガロン以下のオイルタンク

を日本側に返還するものなるが右に關する正式通知は又当地軍政部から返つて當該某側に

0050-2

連絡する事であるとの内教を受け

四 特殊財産関係

ハ 略奪自動車査察

四月十二日当地区PCから廣島自動車学校の所有に係る自動車一台(北西車種)及びエンジン番号(ロロロハ)について、その現在地等を調査報告するよう申し渡された。豫備的連絡し調査したところ本件自動車は既に昭和二十一年十月十日略奪品として大阪水澤川倉庫に移送すみの旨判明したのでその旨PCに報告した。

五 労働関係

ハ 徴税員の争議行爲

四月五日中国軍政部長スナイター大佐は当事務局長官に対し口頭を以て税務署関係

徴税員が争議を行つた場合は日本側官憲に於て之を逮捕し進駐軍裁判所に於て軍事裁判に附せしむ旨指示あり。当事務局長は右の中口子孫知事及び広島守検察庁、広島高等裁判所、広島地方局に伝達した。

六 文化関係

ハ 国際情報講習演

外務省管理局宇山事務官は四月十二日東京に於ての日程によつて国際情報講習に同席し、演説を行つた各地とも好評であった。

十日 早稲田視察協会

十一日 外原商工会議所主催清演会 安南漁村青年連盟清演会

十四日 三原三菱車輛工場清演会

十六日 広島縣庁及広島商工会議所清演会

0051

その他

管内関係官庁に対する連絡

中央及び横濱からの通知あるもの又は記の件を参考として支那関係方面へその旨を送付し

件名

有効な徴税事務の持続の必要に

鉄道車輛の修理及建設計画に

統制団体の解体に関する件

道路保全に関する件

民間武器回収に関する件

日付	種別	送付先
三二八	中口五階科長 局長兼大蔵大臣 宛宛書	廣島駐着局長
三五	八軍軍施行命令	之島鉄道局
四	中央来電	中口五階知事
三三〇	中口五階知事	之島中口両知事
三二四	八軍軍施行命令	中口五階口家地方 警察部長 之島高等裁判所 長官 之島地方官 警察部長

定期報告一覽

為事務局に於て取扱の中口五階政部或は之島軍政部宛提出し、この定期の

報告は次の通りである (括弧内は提出先)

一 之島高等裁判所 民事刑事裁判状況報告書 (之島高等裁判所)

二 〃 〃 刑事判決月報 (〃)

三 〃 〃 の取扱った勅令第三二二号関係犯罪月報 (中口五階知事)

四 中国北方刑務所人員調査月報 (中口五階知事)

五 〃 〃 在監者中連合軍関係犯罪関係者の報告書 (中口五階知事)

六 日本文及連合軍人関係犯罪報告書 (之島高等裁判所)

七 廣島軍政部宛 (之島高等裁判所)

八 縣下各裁判所の民事刑事裁判状況報告書 (之島高等裁判所)

0052

二 縣下各裁判所の刑事判決月報
三 〇の取扱つた初令才三二二号関係犯罪月報
四 初令才三〇〇号関係犯罪報告書
五 至道三保定期報告

(三島地方裁判所)
(縣下各裁判所)

一 電の需給状況半日報

(三島商工局)

二 労働事情状況半日報

(五品商工局)

三 重要物資貯蔵計画の進捗月報

(三島商工局)

四 薪、木炭等供給計画の進捗月報

(三島商工局)

五 信来旬報

(三島商工局)

六 生鮮、農産品等供給計画の進捗旬報

(三島商工局)

七 重要物資貯蔵計画の進捗旬報

(三島商工局)

八 燃料供給計画の進捗旬報

(三島商工局)

九 銅鉄輸送計画の進捗旬報 (三島海)

(三島海運局)

四覽

昭和二十三年五月四日

執務半月報 第二卷第六號 (自四月十六日 至四月三十日)

中國經濟調整事務局

0053

0221

RA'-0127